

## 介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
  - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
  - ハ 法人等の設立年月日
  - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
  - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
  - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 介護保険事業所番号
  - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
  - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
  - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
  - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
  - イ 職種別の従業者の数
  - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
  - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
  - ニ 従業者の健康診断の実施状況
  - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
  - イ 事業所等の運営に関する方針
  - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
  - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
  - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
  - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
  - ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
  - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
  - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

## 介護サービス情報の公表事項② 【調査事項】（抄）

### 第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
  - イ 共通事項（（3）については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、（4）については居宅介護支援を除く。）
    - （1） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
    - （2） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
    - （3） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
    - （4） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
  - ロ～ニ （略）

### 二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

- イ 共通事項
  - （1） 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
  - （2） 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
- ロ～ワ （略）

### 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

- 共通事項
  - 相談、苦情等の対応のための取組の状況

### 四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

- イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
  - （1） 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
  - （2） 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
- ロ （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項

( (1) については訪問介護 (中略) に限る。 )

- (1) 介護支援専門員等との連携の状況
- (2) 主治の医師等との連携の状況
- (3) 地域包括支援センターとの連携の状況

ロ～ヌ (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

共通事項

- (1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
- (2) 計画的な事業運営のための取組の状況
- (3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
- (4) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項 ( (3) については、訪問介護 (中略) に限る。 )

- (1) 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
- (2) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
- (3) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

共通事項

- (1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況
- (2) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

共通事項

- (1) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
- (2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
- (3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項